

『消えた年金記録』問題に

(緊急寄稿)

企業として、個人として

どう対応するか

今年の春以降、マスコミ等で『消えた年金問題』が取り上げられています。この消えた年金とは、より正確にいうと、保険料を支払ったのに、それに対する保険料納付記録が確認できないことです。これは、国民年金、厚生年金の両年金制度に共通しています。ここで重要なのは、保険料納付記録が確認できない事象について、大きく2つに分けられることです。

一つは、いわゆる『宙に浮いた年金』です。5000万件以上あると言われています。この宙に浮いた年金は、記録自体が消えた訳ではないので、名寄せ等の突合作業をすることによって、完全とはいかなくても、相当程度が回復できると予想されます。

厄介なのは、二つめの『真に消えた年金』です。保険料を支払ったのに保険料納付記録自体が、全く存在しないのです。様々な原因が考えられますが、納付記録台帳の破棄等で突合作業は困難を究めそうです。

我々国民が、この消えた年金問題に対応するに際して大切なことは、前述した2つの事象をしっかりと切り分けて考える必要があります。そのためにまず、**職歴を年金加入区分ごと**にしっかりと整理することが問題解決への第一歩でありまた大前提になります。他人任せでは決して解決できない問題です。できれば企業が、所属する役員、従業員さんの年金加入記録の調査を全面的に手助けしてあげることが必要だと感じています。個人では、年金問題に関して非常に温度差(関心度合い、年金制度の保有知識の差)があるからです。事務職で年金知識のある方がリーダーとなって取り組んでいくのが理想的です。5000万件という数字は、決して他人事ではないと言ふことを如実に示しています。今後の調査次第では更に新たな問題が表面化することも十分に予想されます。

●宙に浮いた年金とは？

宙に浮いた年金とは、例えば転職を繰り返して、本人に対する年金番号が複数存在し、その番号が本人に帰属していない状況をいいます。平成9年度に実施された『基礎年金番号制度』導入時に名寄せは完了と思われていましたが、5000万件以上もできていなかったとはただ驚くばかりです。以下、代表的な事例を簡単に確認してみましよう。

①転職を経験している方

終身雇用制度が崩壊する以前より、中小企業においては、新卒採用ではなく中途採用が圧倒的に多いと言えます。この場合で、年金手帳を2冊以上持つていけば要注意です。年金手帳では、それぞれ同じ名前でも、年金番号がそれぞれ違っていれば、年金番号上では、別人と判断される可能性が高いからです。これが宙に浮いた年金記録と言われるものです。

②年金番号の違う年金手帳を持つている方

前記と似ていますが、『基礎年金番号制度』導入時に国民年金に加入していた方は、その番号が基礎年金番号になります。ただし、過去に厚生年金に加入歴がある場合で、別の年金番号を持つている方は、その番号が基礎年金番号に結びついていない可能性があります。

③結婚で名字が変わった方

この場合、旧姓で加入していた年金番号が本人に結びついていない可能性があります。多くは女性がその対象になると思われれます。

④名前のヨミが幾通りもある或いは難しい方

例えば、中田でも「なかだ」とも「なかた」とも読めます。また、裕子でも「ひろこ」とも「ゆうこ」とも読めます。本当は、「なかたひろこ」なのにヨミが誤入力されて「なかだひろこ」と処理された場合は、別人と判断され、新たに年金番号が付与された可能性があります。

このヨミが間違えられた原因として、会社が社会保険の資格取得手続きを行うときに担当者が間違ってしまったか、あるいは正確なヨミの書類を受理した行政の入力担当者が間違ってしまったかのどちらかになります。本

人にとっては何ともやり切れない話です。

●真に消えた年金とは？

厄介なのは、真に消えた年金です。社会保険庁のコンピュータ、紙ベースの記録台帳のいずれにおいても納付記録が確認できないもので、国民年金に至っては約3000万件の情報破棄された可能性があるとのこと。これについても大きく2つに分けることができます。

一つめは、保険料を支払って保険料納付記録も存在したが、様々な原因で、その後記録が消失したケースです。二つめは、保険料を支払ったが、そもそも保険料納付記録自体が存在しないケースです。このケースはかなり深刻な問題です。企業側の問題、行政側の問題、それぞれありますが、事件性を含め事案が複雑なので紙面で触れるのは差し控えて頂きます。

●今後の行方

この問題に対応する機関として、総務省に第三者委員会が、各都道府県にも地方委員会が設置されますが、どこまで国民の期待に応えてくれるかは現時点では分かりません。従前から類似の機関として、社会保険審査会があります。再審査請求人に対して厳格な立証責任が要求されており、その結果多くのケースで行政寄りの裁決が下されているからです。また、新たな問題が表面化した場合は、より複雑化することも予想されます。記録の完全回復は物理的に不可能な状況の中で、第三者委員会に課せられた役割は非常に大きいものと言えるでしょう。最後に、この原稿が7月4日時点において確認できた情報を基に執筆していることを申し添えておきます。

赤井労務マネジメント事務所
社会保険労務士 赤井孝文
下関市長府金屋町4・21
TEL 45・5034